令和７年１０月３１日（金）　　第 ６７号

「出張所ニュース」

宮古西維持出張所
〒027−0058
宮古市千徳第14地割29−5
TEL　０１９３−７１−１７６０
FAX　０１９３−７１−１７６１

宮古西維持出張所ホームページURL　http://www.thr.mlit.go.jp/sanriku/10_jji/miyakowest/index.html

特殊車両の現地取り締まりを実施

令和7年10月28日(火)に国道45号の宮古市津軽石駐車帯にて宮古警察署のご協力をいただき、特殊車両の現地取り締まりを実施しました。

道路法では道路機能の保全と交通危険防止のため特殊車両の通行を原則禁止しており、通行するには道路管理者の許可が必要となります。このため、違反車両の指導・取り締まりを行っております。

特殊車両を運行される方は、法令の遵守をお願いいたします。

「特殊車両」とは、
車両の構造や輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さ及び総重量のいずれかが一般的な車両の制限値を超える車両のことです。





※特殊車両現地取り締まり風景（今回は、取締中に対象車両の通行はありませんでした。）

道路の異状を発見したら

#から始まるこの番号へ

道路緊急ダイヤル　#9910

全国共通・24時間受付無料

LINEで通報
#9910